

令和4年度第1回 加西市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議記録（概要）

1. 日 時：令和4年9月29日 13時30分～14時35分
2. 場 所：市民会館コミュニティーセンター 3階小ホール
3. 議 事：報告事項
 - ・令和3年度加西市国民健康保険特別会計決算について
 - ・令和4年度加西市国民健康保険特別会計予算について
4. 出席委員：（被保険者代表） 4名
（保険医又は保険薬剤師代表） 3名
（公益代表） 3名
5. 会議出席者： 副市長
国民健康保険担当 5名
国民健康保険税賦課・徴収担当 2名
6. 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 委員・職員紹介
 - (4) 会長・副会長の選出
 - (5) 議事録署名委員の選出
 - (6) 報告事項①
令和3年度加西市国民健康保険特別会計決算について

— 事務局説明 —

【会長】

質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

ございませんか。

では、5ページですけども、4に一人あたり医療費の推移というところがございますが、かなり増えているような気がしますが、現場ではそういう感じはどうでしょうか。

【委員】

あまりそういった感じはしません。

そんなに増えているような感じはしませんが、コロナが始まった頃はやっぱり急激に減っていたので、それが少し今、普通に戻ってきたかなという感じだと思います。

【委員】

歯科でも特に増えているというのは、あまり感じません。

去年はやっぱりちょっと受診控えというのはありましたけれども、それが元に戻ったぐらい

で、増えているというのは、さほど感じません。

【委員】

眼科で、特に白内障の方が2年くらい薬をもらいに行けず急激に悪くなってということを経験するので、内科というよりもそういった方はあるかもしれないですね。

【会長】

はい、ありがとうございます。他、ございませんか。

【委員】

知り合いの方で、ブロック注射を何回か打たれたと聞いたのですが、今まではすごく高額な医療でしたよね。医療費としては、どういうふうに影響してくるのでしょうか。

【事務局】

高額療養費というのは、自己負担の上限というのが決まっています、ご家庭の所得水準によってその負担額が変わってくるのですけれども、それを超えてしまった分につきましては、後程加西市の方から被保険者の方へ現金でお返しするというようなものになります。

こういった制度によって、例えば高額な医療費が必要な病気になったり、高額なお薬が必要となったりした方でも、その上限までの負担は要るのですが、そこでストップすることになります。

各月の上限があって、さらに世帯内合算での上限があって、あとさらに年度内での上限と、3段階ぐらいありますので、自己負担額はある程度増えるとは思いますが、ある程度の水準を超えた分につきましてはお返しできる制度になっており、負担が増えるということはあるかもしれないのですけれども、ものすごく極端に増えてしまうというようなことは、制度上は無いですということになっています。

ただ保険者負担という面でいいますと、やはり医療費が多くなると、その7割、8割ですとか、人によっては9割を保険者の方が負担することになりますので、その分については増えるということだと思います。

【委員】

難しいですね。窓口で説明を聞いていただくように、お話しておきます。

【事務局】

ご家庭によってその負担いただく上限というのは違います。

もし入院というようなことになると、100万円の診療受けられた場合ですと、3割負担ですと普通に計算すると30万円の負担が要りますけれども、これを先ほど言いました自己負担、8万いくらかご家庭によって違うのですが、その金額までしか初めから請求されないようにできる限度額証というものの発行のご案内もできます。もし何かございましたら、

事前に窓口の方までお越しただいて、ご相談いただけたらと思います。

【会長】

これは、いつごろからの制度ですか。昔からあるのですか。

【事務局】

昔からありました。上限額は制度の改正で少しずつ上がってはいますが、制度自身は昔からあります。

【会長】

私も今年、市の方から案内が来て提出したら、それを超える部分について返金していただいたので、少しでも戻ってきてくれたらありがたいなと思いました。

ただ個人の限度額が違ってくるといことで、隣の人の話より私は少ない、というような話は個人の収入等の関係である、ということでしょうか。

報告事項② 令和4年度加西市国民健康保険特別会計予算について

— 事務局説明 —

【会長】

質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。ございませんか。

【委員】

詳細版の18ページですけど、「旧被扶養者」とありますね、これはどういうものですか。

【事務局】

会社の健康保険などに入っておられた方が後期高齢者医療制度に移られた場合に、扶養で同じ保険に入られている奥様などは国保に入らないといけないことになるのですけれども、その時に国保に入られる方が65歳以上の方であれば、一定保険料が減額になるという制度がありまして、26世帯で57万8800円減額したということです。

【会長】

他、ございませんか。

それではないようですので、これをもちまして令和4年度第1回国保運営協議会を終了させていただきます。委員の皆様には、スムーズな会議進行にご協力賜りありがとうございます。

(7) 閉会